

第5次岩倉市総合計画 基本構想（案）

目次

Ⅱ 基本構想	1
第1章 めざすべき市の姿	1
1 将来都市像	1
2 基本理念	2
第2章 まちづくりの基本目標と施策	4

Ⅱ 基本構想

第1章 めざすべき市の姿

1 将来都市像

五条川の悠久の流れとともに、
先人たちが積み重ねてきた、有形・無形のまちの歴史や文化。
これらが、人と人とを結び、つながりを広げながら、
まちへの誇りや愛着が持て、
子どもも大人も、だれもが、健幸^{※1}に、
いつまでも住み続けたいと思えるまち、住んでみたくなるまちを
みんなで力を合わせながら共に育んでいくことを展望して、

健康で明るい緑の文化都市

を将来都市像とします。

これは、1975年（昭和50年）以来45年間、本市の普遍的なあるべき姿を表す都市像であり、新しい時代に対応して今後とも継承・発展させていくものです。

健康

市民一人ひとりが体も心も健やかな状態で幸せに暮らせるように、
市民の暮らしを取り巻く生活環境や自然環境が良好な状態であるように

・・・という想いが込められています

明るい

絆で結ばれた温もりのある明るい家庭、明るい地域社会にやさしく包まれて
市民一人ひとりが尊重され、まちの主役となって自分らしく明るく輝けるように

・・・という想いが込められています

緑

市民共有の財産である五条川と桜、そして周りの田畑。
身近な自然から地球を考え、多様な自然を守り育てることで、
いつまでも私たちの暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれるように

・・・という想いが込められています

文化

山車やお祭り等の地域固有の伝統文化、
市民の力で生まれ、日々の暮らしに根付いた音楽などの身近な生活文化、
多様な文化に親しみ、実践することで心豊かで創造的なまちであるように

・・・という想いが込められています

※1 「健幸」は、「健康で幸せ」な状態を表す造語です。健幸という言葉には、だれもがいつまでも体も心も健康でいきいきと幸せになれるまちをみんなで育んでいこうという想いが込められています。

2 基本理念

【長年にわたって積み重ねてきた市民・行政の協働のまちづくり】

昭和の時代から始まり、30年を超えて今なお綿々と続く五条川の水辺を守り育てていく活動、音楽を通して人の輪が広がった音楽のあるまちづくり活動、市民参加による多彩公園づくりなど“協働”という言葉が世の中にまだ広まっていなかった時代から岩倉市では市民・行政の協働によるまちづくりを進めてきました。

その後、2001年度（平成13年度）にスタートした第3次岩倉市総合計画では、“協働”を前面に押し出した「豊かな心と協働による成熟した市民社会をめざす」を基本理念として掲げ、市民と行政との協働によるまちづくりを展開しました。

そして「市民まちづくり会議」など多様な市民参加を通じて策定し、2011年度（平成23年度）にスタートした第4次岩倉市総合計画では、次の段階の協働のあり方を展望して、「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」をまちづくりの基本理念として掲げ、自治基本条例や市民参加条例の制定といった市民参加と協働の仕組みを作り、協働のまちづくりを深めてきました。

1993年度	・市民と市職員による研究・提言の取組「行政の文化化研究会」がスタート
1997年度	・「分権時代の自治—市民・行政“協働によるまちづくり”」をテーマに「行政の文化化土曜講座」を連続講座形式で実施
2001年度	・第3次岩倉市総合計画で市民自ら主体的に取り組む「市民地域づくりプラン」や市民と行政が協働で行うパートナーシップ型施策を位置づけ推進
2002年度	・ボランティア国際年を契機に、市民参加で「岩倉市市民活動支援計画」策定
	<市民活動発展期> 岩倉の水辺を守る会、岩倉ナチュラルリストクラブなど以前から活動する団体に加え、いわくら塾、いわくら・ユニバーサルデザイン研究会、NPO 法人イキイキライフの会、岩倉五条川桜並木保存会など新たな団体も増え活動の幅を広げた時期
2010年度	・旧公民館を改修した市民プラザ内に「市民活動支援センター」を設置
2011年度	・市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政の責任と役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進するため、「岩倉市市民協働ルールブック」を作成
2012年度	・本市の最高規範であり自治のルールとなる「岩倉市自治基本条例」の制定
2015年度	・市民参加と協働のまちづくりのルールとなる「岩倉市市民参加条例」の制定

【市民参加・協働の進化 — マルチパートナーシップへ】

情報化の進展やこれまでにない様々なサービス提供が受けられるなど、着実に向上してきている暮らしの利便性が高まる一方で、「無縁社会」「孤立社会」という言葉に象徴されるような人のつながり・絆の希薄化が進んでいると言われてきました。

さらに、近年では、支援・介護の必要性が高まる75歳以上の高齢者が急増する形で高齢化が進行する中、晩婚化や出産年齢の高齢化、核家族化といった複数の事象を背景に生じている子育てと介護を同時に背負わなくてはならない「ダブルケア問題」、若者の引きこもりの長期化によって同居する親が高齢者になり、収入面や介護面などの問題が発生する「8050問題」といった、複合化・複雑化した社会問題も顕在化しつつあります。

こうした状況を踏まえると、第4次岩倉市総合計画の基本理念であった「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会」は、これからのまちのあり方を展望していく上で、今後も継承・発展していくべき理念であると考えられます。

新型コロナウイルス感染症や各地で大きな被害をもたらしている豪雨災害などに対応する危機管理の必要性や、先進諸国も経験したことのない人口減少・超高齢社会に対応しながら、持続的な発展をめざしていくためには、行政だけで満たすことのできない民間のノウハウや経済力をこれからのまちづくりに取り入れていくことが求められます。

このため、これまでの市民と行政との協働はもとより、市民同士の協働や地縁的な組織とNPO等の志縁的な組織との協働に加えて、民間事業者と行政との協働、民間事業者と市民の協働といった、これまで以上に多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていく“マルチパートナーシップ”を“多様な縁”の進化系の協働概念と捉え、その実現をめざしていくものとします。

また、自分を大切に思う自尊心・自己肯定感の育みにもつながる“役立ち感”の進化系の概念として、「役立っていると感じられる場所」「ありのままにいられる場所」という意味を含めた“居場所”を新たに掲げていくものとします。

そして、性別や年齢、国籍、文化・習慣など様々な違いを乗り越えて、誰もが尊厳ある個人として尊重され、共に支え合いながら活躍できる社会、自然と調和した環境にやさしい暮らしなど、多様性が尊重され包摂される“共生社会”をめざしていくものとします。

以上のとおり、第4次総合計画の基本理念である

「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」を継承しつつ、その発展形の協働のあり方を展望して

基本理念

マルチパートナーシップによる
誰もが居場所のある共生社会をめざす

をこれからのまちづくりの基本理念とし、
普遍的な将来像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざします。

第2章 まちづくりの基本目標と施策

基本理念を具現化し、本市の普遍的な将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」を実現するため、次のように、5つの基本目標を設定し、これらの基本目標を柱として基本施策を位置づけます。

基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）

生き生きと健やかに暮らすためには、心身ともに健康であることが必要です。高齢者や障がいのある人をはじめ市民のだれもが健康で、住み慣れた地域で互いに思いやり・支え合い・助け合いながら、市民一人ひとりがいつまでも元気で充実した生活を送ることができる社会環境をつくります。

また、各種社会保障制度の適正運用や普及啓発を図るなど、生活に困り事が生じたとしても安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

- 施策1 母子の健康づくり
- 施策2 成人の健康づくり
- 施策3 医療・感染症予防
- 施策4 地域福祉
- 施策5 高齢者福祉・介護保険
- 施策6 障がい者（児）福祉
- 施策7 生活困窮者支援

基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）

子どもは次代を担うまちの宝であり、一人ひとりの子どもたちが安心感に包まれながら成長できる家庭環境と地域社会をつくることが大切です。また、学ぶことにより、生きがいやたくましく生きる力が生まれ、市民一人ひとりが夢と希望を持って自分らしく充実した人生を送ることができます。学校教育や子育て支援を通じて、共に学び合い、考える力・生きる力と豊かな心を育むなど将来世代を担う子どもたちの確かな学びと健やかな育ちを促しています。

また、子どもに限らず様々な世代の人たちが生涯を通じて楽しみながら学び、気軽に文化・芸術活動やスポーツに親しみながら自己実現を図り、社会貢献につなげることができるような環境づくりを進めます。

- 施策8 子育て・子育て支援
- 施策9 学校教育
- 施策10 生涯学習
- 施策11 市民文化活動
- 施策12 文化財の保護・継承
- 施策13 スポーツ

基本目標3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち（都市基盤・産業）

日々の暮らしを便利で快適に過ごせるようにするため、利便性が高く安全・快適な交通環境、良好な都市基盤や質の高い住環境を整備するなど、市民のだれもが便利で快適、安全な生活を享受しながら暮らせるまちづくりを進めます。

また、まちの成長力の源となる地域産業の活性化を図るために、農業や商工業といった地域産業の活性化とそれによる雇用の促進、さらに交通利便性や特色ある地域資源を生かした観光や交流の推進により、活力とにぎわいあふれるまちづくりを進めます。

施策14 移動環境

施策15 市街地

施策16 住環境形成

施策17 上下水道

施策18 農業

施策19 商工業

施策20 観光・交流

基本目標4 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）

本市のシンボルである五条川の美しい流れや桜並木、社寺林、田園風景など、本市の身近な自然の恩恵を享受し、うるおいのある生活を送ることができるように、身近な自然環境の保全を図るとともに、地球環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境をつくります。

また、防災対策や消防・救急体制を充実するとともに、市民をはじめとした関係機関との協働により犯罪や交通事故などを発生させない取組を推進し、安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成します。

施策21 水辺環境の整備・活用

施策22 緑と公園

施策23 総合的な環境政策の推進

施策24 廃棄物・リサイクル

施策25 防災・浸水対策

施策26 消防・救急

施策27 防犯・交通安全

基本目標5 協働と自治による持続可能なまち（協働・行財政運営）

超高齢社会に耐えられる、人と人のつながりがあり、あたたかで愛着のある持続可能な地域社会を形成するため、行政区や町内会といった地域自治組織の活性化と活動の充実を図ります。

また、まちづくり団体やNPO等の活動支援・民間事業者との連携などにより、市民協働がより一層進んだ協働と自治のまちづくり、多様な人々が共に支え合って平和に暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、限られた財源の中にあっても、市民と行政との協働を越えたマルチパートナーシップにより、公共施設の長寿命化・再配置計画の実行などの地域課題に的確に対応しつつ、市民の満足度が高い計画的で効果的・効率的で開かれた行財政運営、将来の世代に負担を課すことのない持続可能な都市経営に努めます。

- 施策 28 市民協働・地域コミュニティ
- 施策 29 平和・共生
- 施策 30 情報発信・情報共有
- 施策 31 行政経営・財政運営
- 施策 32 組織・人事マネジメント